

平成 30 年 7 月豪雨による被災者の皆様へ

生活福祉資金（緊急小口資金）

特例貸付のご案内

～ 一時的な生活費をお貸しします ～

貸付内容

- 貸付対象 被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。
- 貸付限度額 原則として、一世帯につき一回限り 10 万円以内。
ただし、以下の場合は、一世帯につき一回限り 20 万円以内。
 - ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4 人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
- 据置期間 貸付の日から 1 年以内
- 償還期限 据置期間終了後 2 年以内
- 貸付利子 無利子

貸付金の交付方法

- 借入申込者が指定する金融機関の口座に送金します。

貸付に必要なもの

- 身分を証明できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、住民票 等）
- 印鑑（印鑑がない場合は拇印でも差し支えありません。）
- 預金通帳又はキャッシュカード

受付窓口

住所を有する市町村社会福祉協議会又は避難をしている避難所等が所在する市町村社会福祉協議会が受付窓口となります。

県外に避難している場合は、避難先の都道府県社会福祉協議会での貸付けとなります。

◆ 相談・申込受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土曜、日曜、祝日は除く）

◆ お問い合わせ先

〒695-0011 島根県江津市江津町 1518 番地 1
TEL : 0855-52-2474 FAX : 0855-52-2308

社会福祉法人江津市社会福祉協議会